

令和5年5月10日

保護者様

青翔開智中学校・高等学校

校長 織田澤 博樹

出席停止に係る学校への報告について（お願い）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記1に示された学校感染症については出席停止となり、治癒後の登校にあたっては医療機関からの登校許可証の提出が必要とされてきました。

しかし、今後は医療機関で記載していただく登校許可書等（検査結果や治癒証明書）を求めないことにしました。

つきましては、今後、下記「1出席停止となる主な感染症」に示された感染症に罹患した場合は、登校許可書等の提出は不要となりますが、「2学校に連絡が必要な項目」について医療機関からよく聞きとっていただき、学校へBLENDにて連絡をしてください。

記

1 出席停止となる主な感染症

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ
- ・百日咳
- ・麻疹（はしか）
- ・みずぼうそう
- ・風疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・流行性角結膜炎
- ・咽頭結膜熱
- ・溶連菌感染症
- ・その他、医療機関が出席停止を求めた感染症

2 学校に連絡が必要な項目

- ①医療機関名 ②受診日 ③病名 ④発症日 ⑤登校可能となる日（●月●日）
- ⑥その他医療機関から伝えられた注意事項

3 学校への連絡方法

- ・BLEND（上記2の項目①～⑥についてご連絡ください。）

以上

【参考】

学校において予防すべき感染症の種類
(学校保健安全法施行規則第 18 条より抜粋)

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号子において同じ。)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出席停止期間(学校保健安全法施行規則第 19 条より抜粋)

第一種		治癒するまで
第二種	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ 等感染症を除く。	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで